

ID: 156

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可		
法令名称 根拠条項	港湾法 第37条第1項		
法令番号	昭和25年法律第218号		
【基準】 法第37条第1項及び第2項の規定による。 (港湾区域内の工事等の許可) 第37条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。 (1) 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用 (2) 港湾区域内水域等における土砂の採取 (3) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良（第1号の占用を伴うものを除く。） 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は同項第4号の行為の許可をしてはならない。			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 7 月 1 日